

消表対第1276号  
消食表第371号  
令和2年9月23日

革新的事業活動評価委員会  
委員長 殿

内閣総理大臣 菅 義偉

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年9月11日付で一般財団法人日本ヘルスケア協会 会長 今西信幸から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

1. 当該実証計画を提出した者  
一般財団法人日本ヘルスケア協会 会長 今西信幸
2. 当該実証計画が提出された日  
令和2年9月11日
3. 認定の可否に関する見解  
法第11条第4項第3号に適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項  
なし

以上

2 生産第 1161 号  
令和 2 年 9 月 25 日

革新的事業活動評価委員会  
委員長 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年9月11日付けで一般財団法人日本ヘルスケア協会 会長 今西 信幸から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者  
一般財団法人日本ヘルスケア協会 会長 今西 信幸
2. 当該実証計画を提出された日  
令和2年9月11日
3. 認定の可否に関する見解  
法第11条第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項  
なし